

災害時における救援活動に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と、東北港運協会（以下「乙」という。）は、災害時における救援活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時（秋田県地域防災計画が対象としている災害並びに秋田県国民保護計画が対象としている武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害が発生し又はその恐れがある場合、若しくは秋田県以外の災害について甲が支援する場合。以下同じ。）に、甲が行う被災者の救援のための物資等の確保及び輸送活動（以下「救援活動」という。）に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる救援活動に必要となる業務の実施を、乙に要請することができる。

（救援活動への協力）

第3条 乙は、前条に基づく要請を受けた場合は、救援活動に協力するものとする。

2 前項の救援活動への協力業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 救援物資等の荷役
- (2) 救援物資等の受入及び積出施設並びに保管場所の確保
- (3) 埠頭内道路等の啓開
- (4) その他必要とする業務

（要請手続）

第4条 第2条の規定による要請は、秋田県総務部危機管理監が乙に対し、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、当該事項を電話その他の方法により伝達し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 要請を行った担当者名
- (2) 要請した理由及び災害状況
- (3) 要請期間及び場所
- (4) 要請する業務の内容
- (5) その他必要な事項

(実施報告)

第5条 第3条第2項各号に掲げる業務を実施したときは、乙は秋田県総務部危機管理監に対し、次に掲げる事項を記載した書面により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合には、当該事項を電話その他の方法により伝達し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 業務従事者及び業務に使用した機材
- (2) 業務従事日数及び場所
- (3) 業務実施状況
- (4) その他必要な事項

(経費の負担等)

第6条 乙が第2条の規定に基づく要請のため第3条第2項各号に掲げる業務の実施に要した経費は、甲が負担する。

2 甲は、前条の実施報告があったときは、書面等に基づきその報告に係る業務が救援活動に要したものであるかを審査し、その負担すべき経費について確定する。

(価格の決定)

第7条 甲が負担する経費の価格は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、次により算出された料金を基準として決定する。

- (1) 港湾運送事業法に基づき届出された料金
- (2) 前号の定めにより難しい場合においては、甲と乙とが協議して定めた料金

(連絡体制等)

第8条 甲及び乙は、災害時における救援活動が円滑に行われるよう、この協定の実施に関する事項の連絡責任者等をあらかじめ定めておくとともに、甲にあつては、秋田県地域防災計画等を変更したときは、遅滞なく乙に通知し、乙にあつては、協力体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(雑 則)

第10条 本協定及び実施細目に定めるもののほか、本協定の実施に関して必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成30年 3月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年 3月29日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋 田 県
知 事

佐竹敬久

乙 宮城県仙台市宮城野区原町南目字町146

東 北 港 運 協 会

会 長

西谷云東

